

Disclosure 2021

しののめ信用金庫 ディスクロージャー

夢を語ろう、手をつなごう。



【本店営業部】群馬県富岡市富岡1123 TEL.0274-62-3111

【本部】群馬県高崎市上中居町58 TEL.027-330-1175



事業の概況

業績概況(令和2年度)

ごあいさつ



理事長 横山 慶一

皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年もディスクロージャー誌を作成いたしましたので、皆さまには本誌をご高覧のうえ、当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸甚に存じます。

さて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックにより未曾有の経済停滞に晒されることとなりました。わが国においても3度にわたって緊急事態宣言が発令されるとともに、入国制限や不要不急の外出抑制、時短営業の影響等によって令和2年度の国内総生産(GDP)は物価変動を除く実質で前年度比4.6%のマイナスとなり、リーマンショックが起きた平成20年度を上回り、記録が残る1956年以降、最大の落ち込みとなりました。令和3年度は企業部門において製造業を中心に堅調な外需に支えられて生産活動の持ち直しが予想されますが、経済正常化の切り札といえるワクチンが対象者に行きわたるまでは、今後も感染症への警戒や外出自粛などによって景気への下押し圧力が続くものと考えられます。

こうした状況においてしののめ信用金庫は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業先のお客様に対して、徹底した資金繰りの支援にあたってまいりました。感染拡大の当初から各営業店に相談窓口を設置するとともに、専用の融資制度を創設してスピード感をもって対応いたしました。徹底した資金繰り支援の後には、様々なソリューションメニューによる本業支援を展開し、事業の継続や新たな事業展開を後押ししています。

こうした取組みによって、預金については462億円増加し期末残高は1兆221億円となり、期末残高において初めて1兆円の大台を確保することができました。貸出金は142億円増加し期末残高は4,639億円となりました。当期純利益は前期比1,882百万円増加し945百万円となり、令和元年度に取組んだ構造改革の結果を反映したものとなっています。

当金庫を含め地域金融機関の経営環境は、今後も継続が見込まれる超低金利政策によって年々厳しさを増していますが、その一方で昨今では十分とは言えないまでも金融ビジネスの範囲を拡大する規制緩和の検討もなされています。こうした状況を踏まえ当金庫は、地域やお客様の課題解決に資する事業に関わるなど、事業領域の多角化にも積極的に取り組むことにより地域経済の発展に少しでも貢献したいと考えております。今後も変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

CONTENTS

- 1 ごあいさつ・目次(CONTENTS)
- 2 事業の概況
- 3 金庫の事業の運営に関する事項
- 5 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
- 7 金庫の概要と組織
- 8 報酬体系について
- 9 総代会

- 11 財務諸表
- 17 経営指標
- 19 預金・貸出
- 21 証券・時価情報
- 23 リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

- 25 バーゼルⅢ「第3の柱」
- 35 金庫の主要な事業の内容・金庫のあゆみ
- 36 信金中央金庫～信用金庫の「中央金融機関」～
- 37 開示項目一覧
- 38 店舗のご案内

- この冊子に記載の金額はすべて単位未満を切り捨てて表示しております。
- 金額の表示は、単位未満の場合は「0」、該当金額がない場合は「-」と表示しております。

(1)預 金

令和2年度においても、引き続き営業地区内における取引のメイン化とシェア・アップを目的に、個人のお客さまに対しては生涯取引の観点から、各種金融商品のご案内・ご提案活動を継続して取り組みました。また、法人のお客さまに対しては新規取引先の売上金受入れや各種決済による口座利用を推進しました。

個人預金は前期比26,184百万円(3.27%)増加、法人預金は前期比21,491百万円(15.68%)増加しました。一方、公金預金については前期比1,166百万円(3.12%)の減少となりました。預金合計では、46,274百万円(4.74%)増加の1,022,147百万円となり、期中平均残高は前期比43,313百万円(4.42%)増加の1,022,214百万円となりました。

(2)貸出金

中小企業の経営環境は、慢性的な人手不足や後継者問題などから厳しい状況が続いており、お取引先の資金繰り相談、創業支援、事業再生、ビジネスマッチング、事業承継・M&Aなど多岐に亘る経営上の課題解決に積極的に関わることで、コンサルティング機能の向上・充実に取り組んでまいりました。特に今年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、地域・業種に関係なく厳しい状況となり、コロナ禍における資金繰り相談を中心とした課題解決に取り組みました。

個人融資においては、住宅ローンをはじめ、自動車購入・教育資金など各種ローンの推進のほか、特に今年度においては、新たに4月からインターネット完結による非対面型マイカーローンの取り扱いを開始し、非対面型フリーローンとともに積極的にご案内することで、お客様の利便性の高いサービスの提供を継続しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資金繰り相談等により、貸出金残高は前期比14,202百万円(3.15%)増加の463,969百万円となり、期中平均残高は、前期比10,066百万円(2.21%)増加の464,025百万円となりました。

(3)損 益

① 経常利益

「経常収益」は前期比1,257百万円(10.09%)減少し、11,202百万円となりました。競合金融機関との競争やマイナス金利の影響等による貸出金利の低下を受けて貸出金利息が168百万円(2.67%)、預け金利息が61百万円(16.47%)、有価証券利息配当金が66百万円(2.15%)、国債等債券売却益が555百万円(79.27%)それぞれ減少しました。

「経常費用」は前期比2,554百万円(20.20%)減少し、10,088百万円となりました。貸倒引当金繰入額が707百万円(55.37%)減少したことや前年度の構造改革に伴い経費が1,023百万円(12.04%)減少したことが主な要因です。

この結果、「経常利益」は前期比1,296百万円(709.02%)の増益となり、1,113百万円の計上となりました。

②税引前当期純利益及び当期純利益

「税引前当期純利益」は、前期比1,576百万円(333.11%)増加し、1,103百万円となりました。「当期純利益」は「税引前当期純利益」から「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を控除して、前期比1,882百万円(200.83%)増加し、945百万円となりました。

③コア業務純益

令和2年度の「コア業務純益」は、前期比789百万円増加し、2,602百万円となりました。本業の収益力が大きく改善したものであり、経営の安定性や持続性が一層向上したものと認識しております。

※金融機関の本業の収益力を表す指標として「コア業務純益」があります(詳細は17頁を参照)。業務純益は信用金庫本来の事業活動によって獲得した利益を把握することと、信用金庫の基本的な収益力を把握するために設けられた利益概念であり、「コア業務純益」はさらに業務純益から一時的な変動要因(一般貸倒引当金繰入額や国債等債券5勘定戻)の影響を控除することで、信用金庫の本来の事業活動のみの利益を把握する指標です。

金庫の事業の運営に関する事項

リスク管理の体制

リスク管理の方針

金融機関を取り巻くさまざまなリスクが一段と複雑化かつ多様化しているなかで、お客さまに安心してお取引いただけるよう、リスク管理体制の確立が不可欠となっております。当金庫では、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクを統合的に管理する部署として、リスク管理室を設置し体制の整備を図っております。

コンプライアンス(法令等遵守)を基盤としたリスク管理の重要性の認識を高め、個々のリスクへの対応力を向上させるとともに、リスクの一元的な管理により、リスクの総量を当金庫の体力と照らし合わせながら適切な管理を行う方針です。

また、適正な収益を確保することによって、自己資本の一層の充実を図り、許容できるリスク量を高め、信用金庫としての社会的使命を全うするに足りうる基盤づくりに努めてまいります。

審査管理体制

当金庫の信用供与(貸出)が、与信先(債務者)の業況悪化等から当初の約束どおりの利息支払いや元本返済が履行されなくなるリスク(信用リスク)を管理するため、融資審査、債権管理、経営相談、人材育成など多面的な角度から次のように対応しております。

1)融資審査体制と人材育成

融資審査を担当する融資部は、営業推進部門(営業統括部)の影響を受けない独立した組織構成としており、信用金庫業界全体で収集蓄積されたデータベースを利用した企業信用格付制度の導入や、事業性評価による実態把握などにより、審査体制の充実を図っております。

また、営業・エリア担当の職員に対しては本部審査部門と経営相談部門における融資トレーニー制度の活用や、OJT、自主勉強会、研修会等を通じて、審査能力のレベルアップを図っております。

2)債権管理及び相談支援業務

経済構造が激変するなかで、お取引先企業の経営改善に向けた経営相談・経営支援の機能を融資部に設置しております。お取引先企業の事業が順調に伸展することにより、結果として信用リスクに係る具体的な管理の実効性が高まるとの認識に基づく対応です。

金融機関の健全性を確保するために、自己資本の充実の状況に応じて適時に必要な行政措置を国が講じる「早期是正措置」制度が導入されております。この制度に適切に対応するために、金融機関自ら資産の査定基準を定めて厳格な自己査定を行い、その結果に基づき、適切な償却・引当を行うことが求められております。当金庫では、早期是正措置はもとより関係法令や会計基準などの枠組みに沿って資産査定基本規程を定めるとともに、資産管理全般を担当する資産管理部を設置しております。資産管理部は厳格な自己査定の実施を統括するほか、劣化したリスク管理債権の早期回収と回収率の向上を図るための任務を担当しております。

3)貸出資産の自己査定の体制

貸出資産の自己査定は、資産査定統括役員の管理のもと、第一次査定を営業店が、第二次査定を資産管理部が行い、査定結果の検証を他の部門から独立した監査部が実施する体制とし、牽制機能を確保したうえで規程や基準に従って厳格な自己査定を行っております。

内部監査体制

金庫業務全般に対して、公正かつ客観的立場から、内部管理体制・リスク管理体制の適切性や有効性を検証するとともに、その結果に基づく問題点の改善提言を通じて、金庫業務と資産の健全性・適切性を確保していくために、次のように対応しております。

1)監査部門の独立性の確保と体制整備

監査部は、他の業務部門から独立した理事長直轄部門とし、十分な牽制機能が働く組織としております。また、監査スタッフの配置には経験等を十分配慮するとともに、金融環境の変化に対応して、内部監査規程の改正整備等を図りつつ、実効性の高い内部監査の実現に向け体制整備と監査機能の充実に努めております。

2)内部監査

監査部は、事務処理の正確性の確保や不正防止等の観点から実施する事務検査中心の監査にとどまらず、コンプライアンス(法令等遵守)体制が有効に機能しているか、リスク管理が実際に各業務のリスク低減・回避に有効なものとなっているか、また、管理のプロセスに問題はないか等について検証し、問題点の是正・改善を進める目的として、全営業店及び本部に対し臨店監査を実施しております。

なお、内部監査結果は経営陣に報告するとともに、内部監査を通じて確認した重大な不備や問題点等については、その発生原因・過程を正確に分析し、改善が必要な場合には改善提言を行って、業務の適切性や効率性の確保・維持に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

遵法の企業風土

1)信用金庫法に基づいてその使命遂行に徹してまいりました

経営の健全性と公共性にこだわりつつ、長い歳月のなかで健全な企業風土の醸成に努めてまいりました。お取引先との関係は信義誠実な姿勢と節度ある健全な関係を維持し、広く地域の信任を培ってまいりました。これまで、浮利の追求や業績至上主義の路線とは全く無縁で遠く距離を置いて地道な事業を営んでまいりました。

2)「法を守る者は法によって護られる。」信用の根幹とした第一の条件です

昭和30年代から第6代吉野理事長の遺訓が今なお語り継がれています。これらは多様な場面での業務遂行における大切な判断基準になっています。この言葉の他にも、「顔や権力に屈するな。」「旨い話には乗るな。」「不純なお金は預かるな。」などの遺訓も語り継がれ、これらの伝承啓蒙はいまも弛みなく続けています。

体制整備と啓蒙・実践

1)新しい時代の要請に応えたコンプライアンス体制の整備に努めています

金融機関経営の公共的責任を踏まえ、経営者自身の責任を明確にするとともに経営体制が法令や規則に準拠して、厳正に機能する企業統治の実現を図ります。そのためコンプライアンス統括役員と統括部署(リスク管理室)を定め、専任担当者を配置しているほか、コンプライアンス委員会の設置と統制体制を強化しています。また、各部店にはコンプライアンス部門責任者・コンプライアンスオフィサーを任命して部門ごとの取組体制を強化するとともに、統括部署にコンプライアンスに関する相談窓口(ホットライン)を設けるなど内部牽制機能も整備しております。

なお、お客さまからの苦情・相談に対応するため「お客さま相談室」を統括部署に設置しております。

2)コンプライアンス体制を整えて指導・統括・研修などを強化しています

しののめ信用金庫はコンプライアンスの取り組みを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、事業年度ごとに法令等遵守の実践計画(コンプライアンス・プログラム)を策定し、コンプライアンス施策を実施しています。各部門では、四半期に一度全職員がコンプライアンスチェックリストに基づくセルフチェックを実施しているほか、コンプライアンス総括規程やマニュアル等に基づく啓蒙をはじめとして、新しい法令の制定や法令改正に応じた勉強会等に取り組んでおります。

また、統括部署では各部門のコンプライアンスの取組状況等を四半期ごとに確認しているほか、営業店への立入りによるモニタリングを実施し、遵守状況の把握や相談・指導等を通じてコンプライアンス体制の機能強化に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、群馬県金融機関警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度の対応

●苦情処理措置

苦情につきましては、当金庫営業日に営業店(9時～17時、電話番号は38ページ参照)またはお客さま相談室(8時45分～17時、電話:0120-160-088)にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、群馬県弁護士会(電話:027-234-9321)の群馬県弁護士会紛争解決センターや東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は中小企業等経営強化法の認定支援機関として、対話の実践を通じてお客様の経営課題を共有し「お客様の価値創造」と「持続的な事業支援」に向けたサポートを取り組んでおります。地域金融機関として、従来からの金融支援を含めさらに一步踏み込み、お客様の経営課題解決に向けた本業支援を強化してまいります。

- ① 当金庫は、お客様の経営課題が多様化・複雑化している中、課題解決型のコンサルティング機能を発揮し、「お客様の価値創造」に向け直接的な支援のほか、外部機関や外部専門家とも提携・連携し支援してまいります。
- ② 当金庫は、金融仲介機能の更なる発揮に向けお客様を確りと見つめニーズや経営課題を十分に把握したうえで、スピードと最適な解決策を一緒になって考え、円滑な資金供給と柔軟な貸出の条件変更等に真摯に取り組んでまいります。
- ③ 当金庫は、お客様企業の成長サイクルを知りステージに応じて抱えている経営課題を把握し、経営ビジョンの実現や課題解決に向けた本業支援ソリューションの提供により経営力の向上と「持続的な事業支援」を行ってまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

外部専門機関との連携を強化し、お取引先企業の販路開拓、海外進出、産学官との連携、補助金申請および生産性改善等の支援を実施しており、お客様のニーズ・課題解決に向けた支援を強化する態勢整備を行っております。

（主な連携先）

- ・信金中央金庫、全国信用金庫協会、関東信用金庫協会、信金キャピタル㈱
- ・経済産業省関東経済産業局、中小企業基盤整備機構関東本部、日本貿易振興機構、㈱日本貿易保険
- ・群馬県、群馬県産業支援機構、北関東産学官研究会
- ・群馬大学、高崎商科大学、ポリテクセンター群馬、群馬県行政書士会
- ・前橋工科大学、群馬工業高等専門学校、㈱リバネス
- ・(一社)民間都市開発推進機構、(一社)前橋まちなかエージェンシー、㈱シバタデザインパートナーズ
- ・(株)パソナ、ヒューレックス㈱、パーソルホールディングス㈱、㈱ココペリ、㈱みらいワークス 他

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ① 創業・新事業開拓の支援
 - a 各地区的商工会議所や商工会、中小企業センター等との情報交換や連携強化を図り、創業・新事業の開拓支援を行いました。また、日本政策金融公庫との協調商品であるしののめ創業応援ローン「追い風」の取り扱いを開始し、創業前後の資金需要に応える体制をさらに充実しております。
令和2年度はコロナウイルスの影響により創業セミナーは開催できませんでしたが、当金庫主催による創業塾を10月から12月まで6回にわたりオンラインにて開講しました。
令和2年度の創業・新事業支援制度資金の取扱実績については、以下のとおりです。

(単位:百万円)

商品名	令和2年度取扱実績		令和3年3月末現在融資残高	
	件数	金額	件数	金額
創業関連保証	1	3	7	35
前橋市起業家独立開業支援資金	8	41	92	386
高崎市新分野進出資金	0	0	1	5
高崎市創業支援資金	5	40	61	232
群馬県創業者支援資金	8	47	16	68
群馬県創業者支援資金・再チャレンジ資金	4	29	38	121
合計	26	162	215	850

- b 群馬県における次世代産業の創出と育成を目的に、群馬県・群馬銀行・群馬大学・前橋工科大学・群馬工業高等専門学校・㈱リバネスと連携協定を締結し、「ぐんま次世代産業創出・育成コンソーシアム」を設立しました。県内の産学官金が有機的に連携し、研究機関が有する研究シーズと地域企業が有する高度な研究開発力を素地として、新産業の創出・育成を目指します。

② 成長段階における支援

当金庫は、コンサルティング機能の発揮による取引先の経営改善支援や地方公共団体、中小企業関係団体等との連携によるビジネスマッチング、産学官連携による技術開発支援等を通じた新たな販路獲得等に向けた支援および中小企業診断士、税理士等の知見を活用した収益性や財務等の改善支援を積極的に実施しております。

また、全国の金融機関相互プラットホームであるShinonomeBigAdvanceの活用を提案し、お客様によるマッチング検索やオンライン商談会の参加など、コロナ禍での本業支援ツールとして提供しております。

③ 事業承継の取組み

平成29年10月、中小機構関東、信金中央金庫、信金キャピタル㈱および地元土業の方々との連携による事業承継に係る組織体制を構築し、個々のお客さまの事業承継問題に取り組んでおります。

また、日本政策金融公庫との協調商品であるしののめ事業承継応援ローン「TORCH(トーチ)」の取り扱いを開始し、事業承継に係る資金面での支援体制もさらに充実しております。

④ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

中小企業再生支援協議会や税理士等の外部機関と連携し、具体的な提案および再生計画策定支援を積極的に行っております。主な取り組みは以下のとおりです。

- a 経営相談先の経営改善計画の達成率向上を図るために定期的にモニタリングを実施し、外部専門家と連携した経営改善支援など適宜適切な指導やアドバイスの実施、およびミラサボ(未来の企業応援サイト)や専門家派遣事業による、お取引先企業の支援を行いました。
- b 再生が必要とされるお取引先企業については、中小企業再生支援協議会などと連携を図り取り組んでいます。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

- ① 地域の特色(自然、歴史、文化、風土等)を重んじ、相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働により、地域社会の発展と地域経済の活性化、市民サービスの向上に資することを目的として「地域活性化に向けた包括連携に関する協定書」を各地方自治体と締結しております。締結先は以下のとおりです。

<提携先:富岡市、前橋市、安中市、藤岡市、みどり市、下仁田町、高崎市、伊勢崎市>※締結順

- ② 前橋市の中心市街地の活性化を目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、マネジメント型まちづくりファンド「前橋まちなかまちづくりファンド」を令和3年3月8日に設立しました。前橋市が官民協働で策定した「前橋市アーバンデザイン」の対象エリア内における空き家・空き店舗の地域課題や、地域活性化に向けた取り組み支援を行ってまいります。

- ③ 日本財団「わがまち基金」地方創生支援スキームに係る補助金を活用し、地域の「編集」を通じた地方創生支援事業「上信電鉄沿線まちの編集社」の取り組みを行っております。事業の一環としてWEBメディア「つぐひ」を通じて地域における魅力的な人や取り組み、事業に関する情報を発信しております。

- ④ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録や、「上野三碑」の世界記憶遺産登録を契機とする地域活性化に取り組んでおります。主な取り組みは以下のとおりです。

a 世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」に関連する各種事業性資金など地元の商店街や事業者の取り組みを積極的に支援することを目的とした、地域活性化応援資金「赤れんがローン」及び地場産業応援ファンド「絹の里ファンド」を取り扱っております。

b 世界遺産である「富岡製糸場」の活性化を推進するNPO法人「富岡製糸場を愛する会」の事務局を務め、同会の運営における様々な活動の支援を行いました。

c 富岡製糸場及び周辺の清掃活動である「リレー・フォー・クリーン2020-2021TOMIOKA・SEISHI」に、多くの職員がボランティアとして参加しました。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	1,359件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.60%
保証契約を解除した件数	71件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

金庫の概要と組織

概要
名 称 しののめ信用金庫
所 在 地 群馬県富岡市富岡1123
創立 1925年(大正14年)6月25日

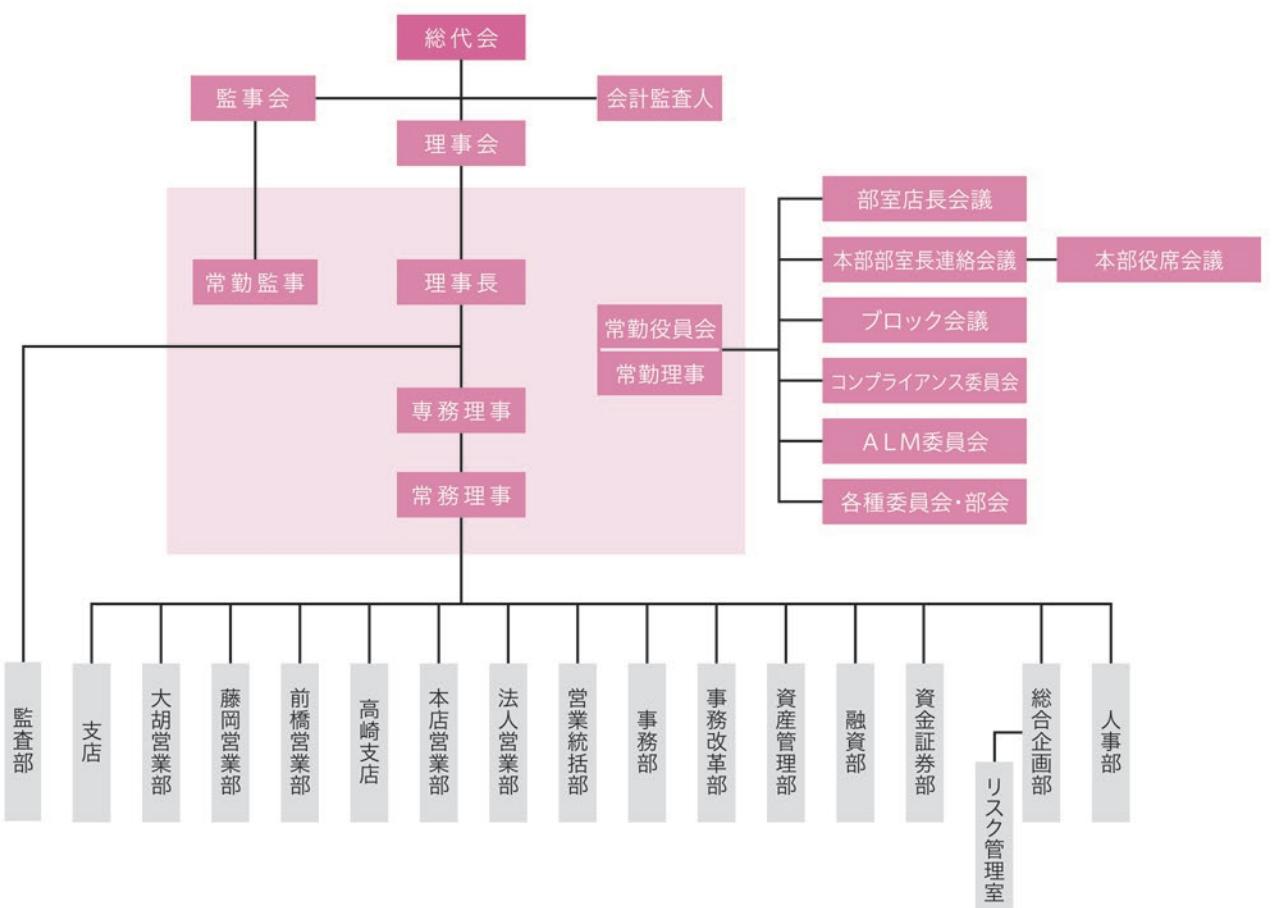
役員一覧 (令和3年6月末日現在)

理事長 横山 慶一 (代表理事) ※1	理事 曽我 孝之 ※1
専務理事 木村 恵治 (代表理事)	理事 三原 豊章 ※1
常務理事 長谷川 登 (代表理事)	常勤監事 黒澤 朋之
常勤理事 宮下 貴志	監事 大西 勉
常勤理事 廣澤 英樹	監事 塚田 宏 ※2
常勤理事 山田 恵弘	
常勤理事 高坂 豊	
常勤理事 神宮 勝巳	

※1 横山慶一、曾我孝之、三原豊章は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界の申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 塚田宏は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図 (令和3年6月末日現在)



報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用させる退職慰労金の支払いに関して、主としてその金額の決定方法等を規程で定めております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	162

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」144百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

総代会

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫の会員数は64,241名（令和3年3月31日現在）とたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

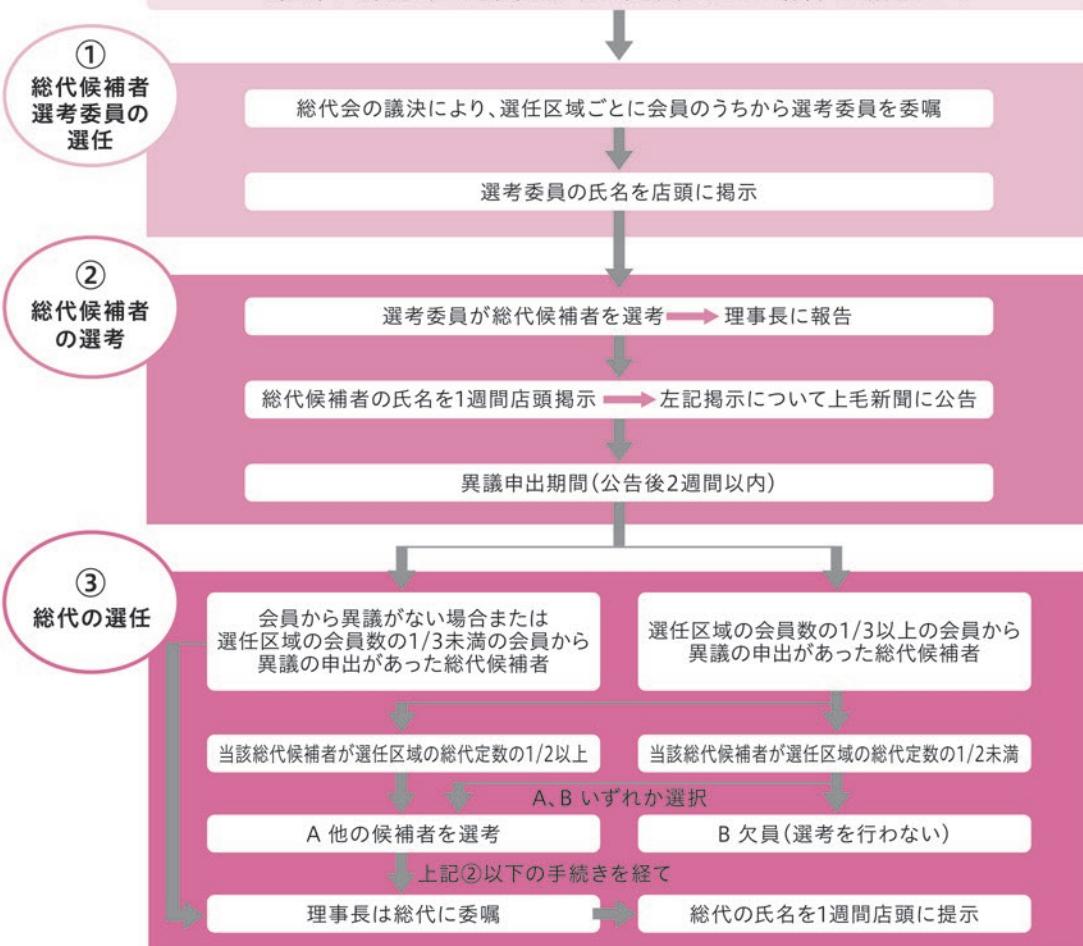
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の皆さまの中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、会員の皆さまからの意見聴取※やお客様方で構成される組織・サークルなどの活動において、ご要望などを確認するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にして、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

※会員からの意見聴取といしまして、意見・要望の投書用紙を店頭に設置、電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動の実施などを通じて、会員の意見を経営に反映させております。

総代が選任されるまでの手続き

当金庫の地区を6区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める



総代とその選任方法

● 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、140人以上210人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

● 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準^(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

5. 金庫の使命と経営理念に共感し、経営方針への理解も深く、協同組織性の理解の上に立って金庫との良好な取引関係を有する方
6. 違法精神と倫理観が高く、法規違反ならびに金庫の定款に定める会員資格等に抵触していない方

第76期通常総代会の決議事項

令和3年6月22日に第76期通常総代会を群馬コンベンションセンター(Gメッセ群馬)にて開催し、下記の議案を審議可決いたしました。

● 報告事項

- 第76期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

● 決議事項

- | 議案番号 | 議案内容 |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 第76期剩余金処分案の承認を求める件 |
| 第2号議案 | 会員除名に関する件 |
| 第3号議案 | 理事全員の任期満了に伴う選任に関する件 |
| 第4号議案 | 総代候補者選考委員の選任に関する件 |
| 第5号議案 | 退任理事に対する退職慰労金の贈呈に関する件 |

総代の氏名等 (令和3年5月31日現在、50音順、敬称略)

選任地区	人 数	氏 名
第1区	30人	飯野豊①/石井三男①/入山敏郎③/入山久子⑤/入山正男③/岩井重夫⑤/大塚進⑤/加納素子⑤/木村正治⑤/小堀良夫⑤ 齊藤征也⑤/佐々木建一③/佐藤克佳⑤/佐藤康浩②/清水延雄⑤/杉山洋一⑤/高沼和儀⑤/高橋利宏③/滝上英雄⑤/田口基⑤ 田中和彦③/田村徳良①/勅使河原正己①/堀口良一①/三木雄次⑤/宮崎誠⑤/宮前有光⑤/茂木和弘②/山田浩①/湯浅泰弘⑤
第2区	20人	安齊郁宏①/入沢正夫⑤/上原康廣④/大澤信太郎⑤/岡野明⑤/荻野匡司④/神戸善雄⑤/木田幸一②/柴田洋⑤/須藤英仁⑤ 田村百合子⑤/富岡隆⑤/長尾秀夫⑤/半田信雄⑤/半田一⑤/茂木清⑤/茂木吉成⑤/山田敏夫⑤/横山孝明⑤/吉田茂雄③
第3区	25人	青木寛⑤/畔上賀治⑤/石田房嗣⑤/今井和久⑤/岩井健人⑤/梅澤徹⑤/江原友道⑤/大理淳一⑤/小坂裕一郎①/小林長三郎⑤ 齊藤誠②/塩原吉三⑤/柴山秋廣⑤/鈴木均①/竹越正博⑤/竹村省⑤/塙本定夫③/豊田一郎⑤/永田長生⑤/新田元大⑤ 林直男⑤/堀正昭⑤/町田勤⑤/村田茂行⑤/山口武志①
第4区	41人	相原武⑤/新井和成②/新井利次⑤/井草晃①/井草勝幸⑤/石倉肇一⑤/井上幸己①/浦山全①/大植保則④/加藤勝二⑤/神山勝⑤ 木島良平⑤/木村修三⑤/熊井戸浩一①/小井土靖⑤/小林明⑤/小見紀久男⑤/齊藤守雄⑤/佐々木弘道⑤/志村勇⑤/白井博④ 神宮誠⑤/閑口功⑤/善如寺辰郎⑤/高橋和雄③/高柳正行⑤/竹内一普①/永井芳郎③/根岸淳①/根岸岳史⑤/野村隆⑤ 萩原正弘①/広瀬彪夫⑤/深井正毅⑤/福田賢哉⑤/堀越一郎⑤/眞下俊明②/室岡信行⑤/茂木勝⑤/矢島伸之①/横田光二⑤
第5区	56人	阿部実①/荒井芳明⑤/飯野幹忠⑤/石橋照夫⑤/石綿正彦④/井上治⑤/入澤拓夫②/岩崎廣志①/江黒純一⑤/小川博⑤ 片平孝弘②/加藤真一①/門倉正①/兼井元治⑤/狩野吉秀⑤/神山光永①/川崎弘②/北爪英樹⑤/木村悦次⑤/木村清高④ 廣山悟①/小林要一①/佐伯一④/設楽誠一⑤/清水正一②/須賀清次⑤/関口一成⑤/関口典明②/関根映一⑤/高野紘一⑤ 高橋明⑤/高橋秀一⑤/高橋保⑤/立見丈夫⑤/田部井俊勝④/都丸高志④/都丸正樹⑤/野口光正⑤/橋詰一彦③/原嶋健一⑤ 平出昌男⑤/平方宏②/廣田哲也②/福島勇人①/細野一孝③/峯岸祥子⑤/宮下進①/宮下学②/茂木誠①/茂木実④/山口廣幸⑤ 横田正弘④/吉田泰彦⑤/米岡孝夫⑤/和佐田幸子②/渡邊孝②
第6区	21人	阿部利夫⑤/天沼潔⑤/飯塚俊直①/井野益美⑤/今井正典⑤/江原利夫⑤/大川弘志①/大川博之②/小片勝造⑤/栗原公夫⑤ 古賀廣成⑤/佐藤正之⑤/山藤浩一⑤/清水徳次①/白石昌一①/高橋祐介③/平方浩①/星野幸男②/宮原一二②/山口茂⑤ 湯澤弘⑤

(注)九数字は合併後の総代就任回数。

第1区 富岡市 第2区 甘楽郡、安中市、長野県佐久市、北佐久郡軽井沢町 第3区 藤岡市、多野郡 第4区 高崎市、渋川市、北群馬郡 第5区 前橋市
第6区 桐生市、みどり市、太田市、伊勢崎市、佐波郡、埼玉県本庄市、熊谷市(旧大里郡妻沼町・大里町・江南町を除く)、深谷市、大里郡、秩父市のうち旧秩父郡吉田町、児玉郡

(総代の属性等別構成比)

職業別: 法人・法人の代表者 90%、個人事業主 7%、個人 3% 年代別: 80代以上 16%、70代 47%、60代 21%、50代 13%、40代 3%

業種別: 製造業 24%、建設業 18%、小売業 19%、サービス業 25%、その他 15% (注)業種別の構成比は法人・法人代表者および個人事業主に限る。

財務諸表

貸借対照表

科 目	令和元年度(第75期)	令和2年度(第76期)
(資産の部)		
現金	12,451	10,804
預け金	226,684	248,887
買入金銭債権	1,215	176
有価証券	319,829	366,579
国債	24,246	28,587
地方債	39,561	64,212
社債	117,872	133,810
株式	737	436
その他の証券	137,410	139,532
貸出金	449,767	463,969
割引手形	2,384	1,596
手形貸付	35,640	28,349
証書貸付	389,760	415,422
当座貸越	21,982	18,601
その他資産	5,421	5,539
未決済為替貸	171	222
信金中金出資金	3,944	3,944
前払費用	45	36
未収収益	1,124	1,158
その他の資産	135	176
有形固定資産	8,853	8,823
建物	2,355	2,270
土地	5,888	5,792
建設仮勘定	5	39
その他の有形固定資産	604	720
無形固定資産	262	268
ソフトウェア	93	99
その他の無形固定資産	168	168
前払年金費用	1,474	1,342
繰延税金資産	1,519	65
債務保証見返	649	446
貸倒引当金	△5,909	△5,171
(うち個別貸倒引当金)	(△4,201)	(△3,318)
その他の引当金	—	—
合 計	1,022,220	1,101,731

純資産額・総資産額

科 目	令和元年度(第75期)	令和2年度(第76期)
純資産額	30,837	34,980
総資産額	1,021,570	1,101,285

●総資産額については貸借対照表の資産の部の合計から債務保証見返を控除しております。

損益計算書

科 目	令和元年度(第75期)	令和2年度(第76期)
経常収益	12,460	11,202
資金運用収益	9,861	9,563
貸出金利息	6,311	6,142
預け金利息	372	311
有価証券利息配当金	3,075	3,009
その他の受入利息	102	100
役務取引等収益	1,268	1,221
受入為替手数料	558	556
その他の役務収益	710	664
その他業務収益	704	151
国債等債券売却益	700	145
その他の業務収益	3	6
その他経常収益	625	266
償却債権取立益	304	74
株式等売却益	149	70
その他の経常収益	172	121
経常費用	12,643	10,088
資金調達費用	96	68
預金利息	65	43
給付補填備金線入額	3	2
金利スワップ支払利息	27	22
その他の支払利息	0	—
役務取引等費用	754	741
支払為替手数料	186	178
その他の役務費用	567	562
その他業務費用	86	491
国債等債券売却損	—	4
国債等債券償還損	82	216
国債等債券償却	—	268
その他の業務費用	3	1
経費	8,494	7,470
人件費	5,596	4,699
物件費	2,763	2,641
税金	133	130

剰余金処分計算書

科 目	令和元年度(第75期)	令和2年度(第76期)
当期末処分剰余金	4,301,622	5,041,000
剰余金処分額	205,904	295,834
利益準備金	—	100,000
普通出資に対する配当金	97,904	96,834
配当率	2.00%	2.00%
優先出資に対する配当金 (※1)	72,000	72,000
配当率	0.80%	0.80%
優先出資に対する配当金 (※2)	36,000	27,000
配当率	1.20%	0.90%
繰越金(当期末残高)	4,095,717	4,745,165

※1 発行価額90億円(平成19年3月発行)

※2 発行価額30億円(平成22年4月発行)

会計監査法人による監査

当金庫は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下の、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月23日
しののめ信用金庫

理事長 横山 慶一

注記

貸借対照表

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業関連部署が、二次査定を資産査定部署が実施し、最終査定を当該部署から独立した監査部及び資産査定統括役員が行い、その最終査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,674百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用:その発生年度に一括費用処理
数理計算上の差異:その発生年度の翌年度に一括費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項 (令和2年3月31日現在)
年金資産の額 1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 △142,668百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(令和2年3月分)
0.6480%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金119百万円を費用処理しております。
なお、特別掛け金の額は、予め定められた掛け金率を掛け金拠出時の標準割合との額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 5,171百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続すると考えております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞等により貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、債務者区分等に大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しています。
今後、新型コロナウイルス感染症の状況やそれによる経済への影響が変化した場合には、貸出先の債務者区分の変更や実積率の上昇などにより引当額が増加し、財務諸表に影響を与える可能性があります。
繰延税金資産 65百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 25百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 10,197百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は350百万円、延滞債権額は14,201百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はございません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,305百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,857百万円であります。
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引手手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,596百万円であります。
23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 10,283百万円
有価証券 52,443百万円
担保資産に応する債務
預金 898百万円
上記のほか、為替決済の担保として、預け金7,000百万円を差し入れております。
24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成11年3月31日及び平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」により算定。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,212百万円
再評価を行った事業用土地の期末における時価の算定方法は、再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。
25. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は225百万円であります。
26. 出資口当たりの純資産額 2,831円38銭
27. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
(i) 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務に関する管理諸規程及び信用リスクに係る管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

ます。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、資産管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、必要に応じて常勤役員会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会や理事会に報告しております。
なお、ALM委員会により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引について検討を行い、必要に応じ金利スワップ等のデリバティブ取引も行っています。

(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関する、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行われております。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び常勤役員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引取扱規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、上方バラレルシフト(指標金利の上昇をいい)、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに異なる)等による時価の変動額を市場リスク量として、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分離し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、時価が27,866百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
また、当金庫では、バンキング勘定の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度末現在でバンキング勘定の市場リスク量は6,549百万円と把握しております。
なお、当金庫ではVaRにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaRを損益と比較するバック・テスティングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaRは、過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や計測手法によって異なる値となるほか、通常では

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益(百万円)	13,231	12,498	12,454	12,460	11,202
経常利益(百万円)	1,370	1,540	1,440	△ 182	1,113
又は経常損失(△)					
当期純利益(百万円)	1,068	912	809	△ 937	945
又は当期純損失(△)					
出資総額(百万円)	11,085	11,060	11,005	10,975	10,938
普通出資	5,085	5,060	5,005	4,975	4,938
優先出資	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
出資総口数(千口)	13,170	13,120	13,010	12,950	12,876
普通出資	10,170	10,120	10,010	9,950	9,876
優先出資	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
純資産額(百万円)	33,187	34,425	35,756	30,837	34,980
総資産額(百万円)	1,006,032	1,027,803	1,024,913	1,021,570	1,101,285
預金積金残高(百万円)	953,510	975,146	970,731	975,873	1,022,147
貸出金残高(百万円)	440,708	446,570	456,749	449,767	463,969
有価証券残高(百万円)	283,507	282,001	303,201	319,829	366,579
単体自己資本比率	7.51%	7.38%	7.26%	7.20%	7.73%
出資に対する配当金					
(出資1口当たり)普通出資	10円	10円	10円	10円	10円
(出資1口当たり)優先出資	48円	36円	36円	36円	33円
役員数	15人	15人	13人	13人	14人
うち常勤役員数	11人	11人	8人	8人	9人
職員数	894人	891人	880人	644人	643人
会員数	65,494人	65,415人	65,157人	64,760人	64,241人

業務粗利益

科 目	令和元年度(第75期)	令和2年度(第76期)
資金運用収支	9,764	9,495
資金運用収益	9,861	9,563
資金調達費用	96	68
役務取引等収支	514	479
役務取引等収益	1,268	1,221
役務取引等費用	754	741
その他業務収支	617	△340
その他業務収益	704	151
その他業務費用	86	491
業務粗利益	10,896	9,635
業務粗利益率	1.08%	0.92%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和元年度一千円、令和2年度一千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益 = 業務収益 - 資金運用勘定計平均残高

3. 國際業務は行っていないため、国内業務部門と國際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

科 目	令和元年度(第75期)	令和2年度(第76期)
業務純益	2,329	2,111
実質業務純益	2,430	2,257
コア業務純益	1,812	2,602
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,860	2,391

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金線入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金線入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利率・利鞘

項目	令和元年度 (第75期)	令和2年度 (第76期)
総資産利益率		
総資産経常利益率	△0.01%	0.10%
総資産当期純利益率	△0.09%	0.08%
総資金利鞘		
資金運用利回	0.97%	0.91%
資金調達原価率	0.86%	0.72%
総資金利鞘	0.11%	0.19%

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率は以下の算式によって算出しております。

$$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

2. 國際業務は行っていないため、国内業務部門と國際業務部門の区別はしておりません。

預貸率・預証率

項目	令和元年度 (第75期)	令和2年度 (第76期)
預貸率		
期末	46.08%	45.39%
期中平均	46.37%	45.39%
預証率		
期末	32.77%	35.86%
期中平均	32.55%	34.42%

資金運用収支の内訳

項目	令和元年度(第75期)		令和2年度(第76期)	
	平均残高	利息	利回り	平均残高
資金運用勘定	1,007,713	9,861	0.97%	1,046,904
うち貸出金	453,958	6,311	1.39%	464,025
うち預け金	229,797	372	0.16%	225,902
うち有価証券	318,664	3,075	0.96%	351,920
資金調達勘定	991,958	96	0.00%	1,032,180
うち預金積金	978,900	68	0.00%	1,022,214
うち譲渡性預金	—	—	—	—
うち借用金	12,962	—	—	9,966

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度1,941百万円、令和2年度1,734百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和元年度一百万円、令和2年度一百万円)及び利息(令和元年度一百万円、令和2年度一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
 2. 國際業務は行っていないため、国内業務部門と國際業務部門の区別はしておりません。

受取・支払利息の増減状況

項目	令和元年度(第75期)		令和2年度(第76期)	
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減
受取利息	269	△438	△168	451
うち貸出金	66	△208	△142	139
うち預け金	△83	△171	△254	△6
うち有価証券	289	△60	229	319
うちその他	△3	1	△1	△0
支払利息	△0	△26	△27	2
うち預金積金	0	△20	△20	2
うち譲渡性預金	—	—	—	—
うち借用金	△0	△0	△0	—
うちその他	△0	△5	△5	△0

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

2. 國際業務は行っていないため、国内業務部門と國際業務部門の区別はしておりません。

リスク管理債権と 金融再生法開示債権の状況

リスク管理債権の引当・保全状況

区分		残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)
破綻先債権	令和元年度	336	254	81	100.00
	令和2年度	350	227	122	100.00
延滞債権	令和元年度	14,344	8,289	4,013	85.76
	令和2年度	14,201	9,032	3,089	85.35
3カ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	4,171	1,069	846	45.91
	令和2年度	2,305	617	314	40.41
合計	令和元年度	18,852	9,613	4,941	77.20
	令和2年度	16,857	9,877	3,526	79.51

単位:百万円

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

債務者に対する与信額(貸出金・未収利息・仮払金・外国為替・貸付有価証券・債務保証見返・金融機関保証付私募債)を対象として、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)に基づいて集計区分した債権の金額です。

区分	開示残高(a)	保全額(b)	保全率		引当率(d)/(a-c)	
			担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
金融再生法上の不良債権	令和元年度	18,963	14,595	9,653	4,941	76.96%
	令和2年度	16,866	13,413	9,886	3,526	79.52%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	2,705	2,705	1,690	1,014	100.00%
	令和2年度	3,446	3,446	2,078	1,367	100.00%
危険債権	令和元年度	12,086	9,974	6,894	3,080	82.52%
	令和2年度	11,114	9,035	7,190	1,844	81.29%
要管理債権	令和元年度	4,171	1,915	1,069	846	45.91%
	令和2年度	2,305	931	617	314	40.41%
正常債権	令和元年度	431,968				
	令和2年度	448,062				
合計	令和元年度	450,931				
	令和2年度	464,929				

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

リスク管理債権の区分と貸倒引当金の計上基準

- 破綻先債権は、破綻している債務者に対する貸出金です。これらの貸出金は最終的な債権整理に至る度合いが極めて高い債権のため、整理を前提に回収不能見込額を償却して帳簿価額を減価しております。
- 延滞債権は、実質破綻先と破綻懸念先に区分した債務者に対する貸出金です。このような債務者については経営改善や保全措置などに注意を必要とする債権で、すぐに回収不能になるものではありませんが、担保等で保全されていない部分の相当額を対象に次のような会計処理を行っております。
 - 実質破綻先に対する債権に係る回収不能見込額は、破綻先債権と同様に償却して帳簿価額を減価するか、もしくは回収不能見込額の全額を対象に個別貸倒引当金を計上しております。
 - 破綻懸念先に対する債権は、過去の一定期間における破綻懸念先全体で捉えた債権の貸倒実績を計算基礎として予想損失率を求め、個別債権ごとの担保等で保全されていない金額に予想損失率を乗じた金額を予想損失見込額として個別貸倒引当金を計上しております。
- 3カ月以上延滞債権は、要注意先に対する貸出金のうち、元金の全部または一部の弁済あるいは利息の支払が、約定支払日の翌日から起算して3カ月以上延滞している貸出金です。
- 貸出条件緩和債権は、要注意先に対する貸出金のうち、貸出条件に問題のある貸出金です。具体的には債務者の支援を図ることを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(金利の減免、元金の返済猶予など)を与えるなど約定条件の改定等を行った貸出金です。
- 3カ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権は、一般貸倒引当金の対象債権となります。これに係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績(償却や個別貸倒引当金の繰入など)を計算基礎として予想損失率を求め、その率に基づいて今後3年分の必要額を見積もって一般貸倒引当金を計上しております。
- 一般貸倒引当金はこのリスク管理債権に対するもののほか、一般貸出債権(正常先の債権など)の不測の貸し倒れに備えるため、過去の貸倒実績率を計算基礎として算出した必要額を対象に一般貸倒引当金を計上しております。なお、第76期の一般貸倒引当金は1,853百万円(うちリスク管理債権分、314百万円)を計上しております。
- 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

担保等の評価基準

- 担保等の評価は、合理的かつ客観的な基準をもって評価時点での処分可能な見込額として算定する必要があることから、路線価や固定資産税評価額などの公的評価額に安全率を乗じた金額を評価額としております。
- 債権の整理または回収促進を図るために近い将来に担保権行使する見込の高い担保に係る評価については、精度の高い評価が求められることから、不動産鑑定士による鑑定評価を受けて評価の厳正を期しております。

バーゼルⅢ「第3の柱」

当金庫の自己資本の充実の状況等について ~定性的な開示事項~

1. 自己資本調達手段の概要

(28ページに掲載の「自己資本の構成に関する開示事項」をご覧ください。)

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体:しののめ信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:4,938百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体:しののめ信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:6,000百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(29ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。)

当金庫の令和2年度末(令和3年3月期)における国内基準による単体自己資本比率は7.73%となりました。金融機関にとって自己資本比率は、健全性・安全性を表す指標として重要視されていますが、監督官庁が定める国内基準である4%を上回っており、経営体质の健全性・安全性を保っております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに策定する事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積み上げを自己資本の充実策として予定しております。当金庫は、今後とも健全経営に徹し、地域の皆さまから信頼される金融機関としての評価をいただけるよう弛みない経営努力を続ける所存であります。

3. 信用リスク管理に関する項目

(30ページに掲載の「信用リスクに関する事項」をご覧ください。)

信用リスクとは、お取引先の破綻や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少あるいは毀損し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化を行い、信用リスク量を計測・把握し経営体力に見合ったリスクテイクに努めています。

なお、貸倒引当金につきましては、「資産査定基本規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、リスク・アセットの算定においてバーゼルⅢで定める「標準的手法」を採用しておりますが、各エクスポージャー(オフ・バランス取引を含む)に使用するリスク・ウェイトの判定については、以下の4社の適格格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社 格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社 日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスター・サービス・インク
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(32ページに掲載の「信用リスク削減手法に関する事項」をご覧ください。)

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化により受ける損失(信用リスク)を軽減するために取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など事業性を評価し、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を得たうえで、ご契約をいただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、しんきん保証基金保証などがありますが、その手続きについては当金庫が定める「事務取扱要領」および「担保評価基準」「経営者保証に関するガイドライン(経営者保証に関するガイドライン研究会作成)」などにより、適切な事務の取り扱いと適正な評価及び適切な対応に努めております。またお客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが、この場合、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書及び契約書などに基づいて、法的に有効であることを確認のうえ、適切な取り扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法については、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として国、地方公共団体、政府関係機関、一般社団法人しんきん保証基金(格付情報は下記のとおり)が保証している債権、その他未担保預金が該当しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

一般社団法人しんきん保証基金の格付情報

格付機関 株式会社 日本格付研究所(JCR) 長期A+

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

(33ページに掲載の「派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項」をご覧ください。)

リスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場リスクや取引相手方の信用リスクが内包されております。当金庫の派生商品取引については、金利上昇リスクに備えて信金中央金庫(格付情報は下記のとおり)を相手方として金利スワップ取引を行っております。金融派生商品取引における与信相当額については、カレント・エクスポージャー方式の採用により算出しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

信金中央金庫の格付情報

格付機関 株式会社 日本格付研究所(JCR) 長期AA

格付機関 株式会社 格付投資情報センター(R&I) 長期A+

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(33ページに掲載の「証券化エクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引における役割としては、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券取引の一環として捉え、リスク管理は市場リスク管理の枠内で行います。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では、「標準的手法」を採用しています。

7. オペレーション・リスク管理に関する事項

(29ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。)

オペレーション・リスクとは、事務リスク、システムリスク等を包含しており日々業務活動を遂行するプロセスや災害等の外部要因から生じる損失に伴うリスクのことで、広い範囲にリスク要因が存在しております。

当金庫では、お客様に安心してお取引きいただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要なリスクであると認識し、担当部門を設け管理しております。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を受けるリスクです。システムリスクとはコンピューターシステムやネットワークシステムの障害や誤作動、災害、不正使用等により損失を受けるリスクです。

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、事務リスクについては内部事務に関する事務取扱要領の整備や事務指導により厳正な事務処理を行うことを基本方針としております。また、システムリスクについては、当金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムに係る防犯対策、防災対策、障害時対応を定め適切な管理に努めております。なお、情報資産については、金融機関としての社会的責任を果たし、保有する情報資産を適切に保護管理するため「情報資産保護に関する基本方針」に基づいて、厳正な管理に努めております。

(2)オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

8. 出資その他これに類するエクスポート・ジャヤ又は株式等エクスポート・ジャヤに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(33ページに掲載の「出資等エクスポート・ジャヤに関する事項」をご覧ください。)

当金庫では株式等について経営体力に見合ったリスク管理により適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等(上場株式等)については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を受けるリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々時価額を把握するとともに、時価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。価格変動リスクの状況について定期的に把握し、経営陣に報告しております。

また、非上場株式やファンド等への投資、信金中央金庫等への出資金については、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

なお、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

(34ページに掲載の「金利リスクに関する事項」をご覧ください。)

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるものについて金利の変動により損失を受けるリスクです。

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動やそれに伴う影響について適切な管理を行うことを基本方針として、リスク・コントロールに努めています。

金利リスクの管理については、担当部署において市場リスク管理の枠組みの中で対応し、定期的に経営陣に報告しております。

(2)内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。

開示している金利リスク量は、上方パラレルシフト等で計測される金利変動データに基づき、統計処理によって求められた金利変動幅を使用して算定した金利リスク量です。そのほか、金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

①計測手法

再評価方式およびGPS方式(「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB)の枠組みに関するリスク量(△EVE:金利ショックに対する経済価値(時価)の減少額、△NII:金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益の減少額))

②コア預金

対象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法:過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、現在残高の50%相当額

以上3つのうちの最小の額を上限

満期:5年以内(平均2.5年以内)

③金利感度資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

④金利変動(ショック)幅

上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)等

⑤リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

I. 単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項目	令和元年度 (第75期)	令和2年度 (第76期)
①コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	31,256	31,963
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,475	12,438
うち、利益剰余金の額	19,084	19,823
うち、外部流出予定額(△)	205	195
うち、上記以外に該当するものの額	△97	△102
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,708	1,853
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,708	1,853
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	114	85
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	33,079	33,902
②コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外)の額の合計額	189	194
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	189	194
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外)の額	408	42
前払年金費用の額	1,066	971
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,665	1,207
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)=(ハ)	31,413	32,694
③リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	414,965	401,865
資産(オン・バランス)項目	414,096	401,394
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△756	△789
うち、他の金融機関等向けエクスポート・ジャヤ	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	668	635
オフ・バランス取引等項目	549	364
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	319	106
中央清算機関連エクスポート・ジャヤに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	20,899	20,636
リスク・アセット等の額の合計額(二)	435,865	422,501
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(二)	7.20%	7.73%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、20ページに掲載の「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ^{※1}

業種区分 ^{※2}	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高							
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
	529	1,102	1,102	944	4	429	381	522	1,102	944	254	445		
製造業	23	56	56	140	—	2	23	53	56	140	—	2		
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	377	354	354	744	13	—	358	354	354	744	—	4		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	49	101	101	113	—	—	49	101	101	113	0	—		
卸売業、小売業	263	332	332	321	50	0	283	408	332	321	62	6		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	415	534	534	433	1	203	413	330	534	433	1	69		
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—		
宿泊業	190	60	60	107	134	—	55	60	60	107	—	—		
飲食業	64	58	58	62	21	—	42	58	58	62	25	1		
生活関連サービス業、娯楽業	116	131	131	58	0	90	116	41	131	58	0	4		
教育、学習支援業	1	4	4	4	—	—	1	4	4	4	—	—		
医療、福祉	248	344	344	257	—	—	248	344	344	257	0	2		
その他のサービス	873	1,016	1,016	3	1	566	944	523	1,016	3	8	0		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	111	103	103	126	13	15	102	88	103	126	45	45		
合 計	3,265	4,201	4,201	3,318	241	1,307	3,023	2,893	4,201	3,318	398	582		

※1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 ^{※1}	エクspoージャーの額 ^{※2※3}				
	令和元年度		令和2年度		
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	
0%	—	233,008	—	309,708	
10%	—	32,976	—	37,582	
20%	25,115	233,960	32,117	250,581	
35%	—	49,977	—	47,035	
50%	94,722	31,505	90,387	33,630	
75%	—	111,600	—	103,651	
100%	14,632	174,635	16,935	161,629	
150%	—	678	—	218	
200%	—	—	—	—	
250%	—	954	—	1,149	
1,250%	—	—	—	—	
合 計		1,003,767		1,084,628	

※1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りります。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融機関、中央政府及び中央銀行、国際開発銀行等が発行した債券については、格付適用無しに区分しております。

※2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

※3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー ^{※1}

単位:百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		6,459	5,264	66,712	110,247	—	—
①ソブリン向け ^{※2}		—	—	6,989	8,931	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		1,128	710	4,930	9,369	—	—
④中小企業等向け及び個人向け		4,853	4,161	53,331	90,412	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		31	29	0	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		244	233	10	22	—	—
⑦3カ月以上延滞等		54	2	839	619	—	—
⑧その他 ^{※3}		147	128	609	892	—	—

※1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

※2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内の自己資本比率規制においてソブリンとして扱われているもの)、信用保証協会等のことです。

※3. 「その他」には、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)においてリスク・ウェイトを100%と定めているエクspoージャーを計上しております。

(4) 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

	令和元年度		令和2年度	
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポートージャー方式			
グロス再構築コストの額の合計額	-		-	
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による 信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-		-	
	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額		
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
派生商品取引合計	11	9	11	9
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	11	9	11	9
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(5) 証券化エクスポートージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

証券化エクスポートージャーに関するオリジネーターの場合は該当ありません。

ロ. 投資家の場合

証券化エクスポートージャーに関する投資家の場合は該当ありません。

(6) 出資等エクスポートージャーに関する事項 ^{※1}

イ. 出資等エクスポートージャーの貸借対照表計上額及び時価等

区分 ^{※2}	その他有価証券で時価のあるもの									
	取得原価 (償却原価)		貸借対照表 計上額		評価差額		うち益		うち損	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
上場株式等	619	242	568	275	△51	33	48	35	99	2
非上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	619	242	568	275	△51	33	48	35	99	2

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。

※2. 売買目的有価証券は該当ありません。

単位:百万円

区分	その他有価証券で時価のないもの等			
	貸借対照表計上額			
	令和元年度		令和2年度	
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等 ^{※3}	4,114	—	4,105	—
合 計	4,114	—	4,105	—

※3. 非上場株式等には、信金中央金庫出資金及び非上場株式等を計上しております。

ロ. 子会社・子法人株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額等

子会社・子法人株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額等は該当ありません。

ハ. 出資等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	単位:百万円					
	売却益		売却損		株式等償却	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
出資等エクスポートージャー	142	70	200	68	17	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項

	単位:百万円	
	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポートージャー	23,433	18,660
マンデート方式を適用するエクスポートージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和3年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和2年3月末
1	上方パラレルシフト	27,866	23,112	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	113	72
3	スティーブ化	22,117	19,635		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	27,866	23,112	113	72
		ホ		ヘ	
		令和3年3月末		令和2年3月末	
8	自己資本の額	32,694		31,413	

※1. 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

金庫の主要な事業の内容

1.預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金など

2.貸出業務

- (1)貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越
- (2)手形割引、電子記録債権割引
銀行引受手形、商業手形、電子記録債権など

3.有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資

4.内国為替

送金為替、代金取扱いなど

5.社債受託業務

私募債など

6.付随業務

(1)代理業務

- ①日本銀行歳入代理店
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③信託等の代理店業務
- ④信金中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの代理貸付業務
- (2)貸金庫業務
- (3)債務保証
- (4)公社債の引受け
- (5)国債等公社債及び投資信託の窓口販売
- (6)保険商品の窓口販売
(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
- (7)電子記録債権業務
- (8)確定拠出年金運営管理業務

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さんに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



機能

地域の課題を解決する機能

信金庫がお客様のために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信金庫のセントラルバンク機能

信金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

外部格付(2021年3月末現在)

格付会社	長期	アウトロック	短期
Moody's	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	-
日本格付研究所	AA	安定的	-

グループ紹介

金融の高度化、IT技術の進展などにより金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、信金中金自体の経営基盤の強化や信金庫の業務・経営にかかるサポートを行うため、連結子会社8社と一体となって幅広い金融サービス業務を展開しています。

証券業務

しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株)

海外ビジネス支援業務

信金シンガポール(株)

消費者信用保証業務

信金ギャランティ(株)

投資運用業務

しんきんアセットマネジメント投信(株)

投資・M&A仲介業務

信金キャピタル(株)

データ処理の受託業務等

株しんきん情報システムセンター

事務処理の受託業務等

信金中金ビジネス(株)

金庫のあゆみ

大正	
1925(14年) 6月	● 有限責任富岡信用組合創立地域産業・経済の振興および相互扶助の精神を基本に世話人董塚次郎氏ほか18名の有志により設立
昭和	
1937(12年) 4月	● 保証責任富岡信用組合に改組
1945(20年) 4月	● 市街地信用組合法に基づき「富岡信用組合」に改組
1950(25年) 7月	● 富岡町指定金融機関として出納業務取り扱い開始
1951(26年) 10月	● 信用金庫法に基づき「甘楽郡信用金庫」に組織変更
平成	
1993(5年) 7月	● 新企業理念・2001年ビジョンを発表
1994(6年) 4月	● 「かんら信用金庫」に名称変更、新しいシンボルマークを発表
	5月 横山昇一、理事長に就任(第八代)
1995(7年) 4月	● 新人事制度スタート
2001(13年) 4月	● コンプライアンス新体制実施
2003(15年) 3月	● 当金庫創立75周年記念事業の一環として歌人・吉野秀雄の遺墨を富岡市に寄贈
	8月 リレーションシップバンキングの機能強化計画を策定
2004(16年) 1月	● インターネットバンキング取り扱い開始
2006(18年) 11月	● 信金財務力格付最上位の「★★★」(三ツ星)を取得
2007(19年) 11月	● 合併により「しのめ信用金庫」発足
2008(20年) 2月	● 地域活性化特別融資「TOP30」取り扱い開始
2009(21年) 12月	● 地域活性化特別融資「TOP50」取り扱い開始
2010(22年) 8月	● 会長に横山昇一、第九代理事長に瀬下信が就任
2011(23年) 1月	● しのめしんきん成長基盤強化応援融資の取り扱い開始
2012(24年) 7月	● しのめしんきん経営者懇談会の各部会において「交通インフラとビジネスモデル革新事例研究活動報告」を公表
	11月 小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定される
2013(25年) 9月	● 当金庫地場産業研究委員会において「農業の課題と可能性」研究成果レポートを公表
	● 地域プラットフォーム※「シルカカントリープラットフォーム」を設立※地域プラットフォーム・経済産業省が主導となり、認定支援機関の連携・活用により、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を実施し、中小企業等の新たなビジネス創造や経営改革等をサポートする仕組み
令和	
2019(元年) 7月	● 経営支援プラットフォーム「Shinonome Big Advance」の取り扱いを開始
	11月 通帳レス口座の取り扱いを開始
2020(2年) 3月	● しのめ信用金庫公式アプリのリニューアルを実施
	● 県内4金融機関による「M&Aに係る業務提携契約」を締結
	● 新型コロナウイルス対応特別融資の取り扱いを開始
4月	● 「とみおか・かんら・ふじおかテイクアウト&デリバリーガイド」をリリース
10月	● 個人総合相談プラザ「ha na soh(はなそう)」を総社吉岡支店に開設
2021(3年) 3月	● 「前橋まちなかまちづくりファンド」を設立
	● 「ぐんま次世代産業創出・育成コンソーシアム」を設立

